

防衛庁訓令第29号

自衛隊予算の執行手続に関する訓令を次のように定める。

昭和32年5月17日

防衛庁長官 小滝 彬

防衛省予算の執行手続に関する訓令

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、防衛省予算（（組織）防衛本省、（組織）地方防衛局及び（組織）防衛装備庁に計上された予算をいう。）の執行に関する手続を定めることを目的とする。

(予算総括者)

第2条 次の各号に掲げる者（以下「予算総括者」という。）は、当該各号に定めるところによりこの訓令に定める予算の執行に関する総括事務を行うものとする。

- (1) 大臣官房長 防衛省予算の執行に関する事務のうち次号から第11号までに規定する場合を除く総括事務

- (2) 防衛大学校長 防衛大学に係る予算の執行に関する総括事務
- (3) 防衛医科大学校長 防衛医科大学に係る予算の執行に関する総括事務
- (4) 防衛研究所長 防衛研究所に係る予算の執行に関する総括事務
- (5) 統合幕僚長 統合幕僚監部に係る予算の執行に関する総括事務
- (6) 陸上幕僚長 陸上自衛隊に係る予算の執行に関する総括事務
- (7) 海上幕僚長 海上自衛隊に係る予算の執行に関する総括事務
- (8) 航空幕僚長 航空自衛隊に係る予算の執行に関する総括事務
- (9) 情報本部長 情報本部に係る予算の執行に関する総括事務
- (10) 防衛監察監 防衛監察本部に係る予算の執行に関する総括事務

(11)防衛装備庁長官 防衛装備庁に係る予算の執行に  
関する総括事務

2 防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁（以下「機関等」という。）が自衛官の派遣を受けている場合において当該派遣自衛官のために支弁すべき経費又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の2第1項の規定に基づき置かれた部隊（以下「共同の部隊」という。）若しくは同法第24条第5項の規定に基づき置かれた機関（以下「共同機関」という。）に必要な経費については、前項の規定にかかわらず、それぞれ派遣を受けている機関等又は共同の部隊若しくは共同機関を監督する予算総括者が、当該経費に係る予算執行に関する総括事務を行うものとする。

（年度計画）

第3条 予算総括者は、その総括する予算の年度執行計画を策定し、別紙様式第1による支出負担行為計画予

定総表及び別紙様式第2による支払計画予定総表を作成し、別に定める場合のほか、毎会計年度開始30日前までに防衛大臣に提出しなければならない。

(支出負担行為の計画示達の要求)

第4条 予算総括者は、支出負担行為計画予定総表に従い、毎四半期において要する支出負担行為の計画の示達の要求総括表(以下「示達要求総括表」という。)を別紙様式第3により作成し、当該四半期開始日の前日までに防衛大臣に提出しなければならない。

2 特別の理由により前項の示達要求総括表において要求されたもの以外に支出負担行為をする必要を生じたときは、当該必要に係る示達要求総括表を別紙様式第3に準じてその都度作成し、前項の例によりその都度防衛大臣に提出するものとする。

3 予算総括者は、次の各号に掲げる経費ごとに別紙様式第4の支出負担行為計画示達要求書を作成し、示達要求総括表に添付しなければならない。

(1) 防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4

条第1項第12号の定めるところにより地方防衛局長を通じて行う建設工事等に要する経費

(2) 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。以下「調達訓令」という。

）第3条に規定する装備品等及び役務の調達に要する経費

(3) 機関等が自衛官の派遣を受けている場合において当該派遣自衛官のために支弁すべき経費

(4) 防衛省以外の官庁に対し業務を委託している場合における当該委託業務に要する経費

(5) 前各号に掲げる経費以外の経費

（流用禁止）

第5条 防衛大臣は、予算執行上必要があると認めるときは、別紙様式第5による支出負担行為計画示達内訳書（以下「示達内訳書」という。）を支出負担行為計画示達表に添付するものとし、この場合には、支出負担行為担当官は、前条に定める支出負担行為の計画示達の要求の手續に準ずる支出負担行為の計画示達の変

更要求の経手続を経た後でなければ、示達内訳書に記載された各事項の金額の全部又は一部を他の事項に流用して支出負担行為をしてはならない。

(報告)

第6条 大臣官房長は、予算執行上必要があると認めた場合においては、予算総括者に所要の報告を求めることができる。

(支払計画の示達要求)

第7条 各官署支出官は、毎四半期において要する支払計画の示達の要求書を作成し、別に定める場合のほか、当該四半期開始35日前までにその所属する予算総括者に提出しなければならない。

2 前項の要求書の提出を受けた予算総括者は、毎四半期において要する支払計画の示達の要求書を別紙様式第6により作成し、別に定める場合のほか、当該四半期開始30日前までに防衛大臣に提出しなければならない。

3 特別の理由により前項の支払計画の示達以外の支払

計画の示達の必要を生じたときは、当該必要に係る支払計画の示達の要求書を別紙様式第7により作成し、前項の例によりその都度防衛大臣に提出するものとする。

#### 附 則

- 1 この訓令は、昭和32年5月17日から施行し、同年5月1日から適用する。
- 2 防衛庁予算の執行手続に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第63号）は、廃止する。

#### 附 則（昭和33年6月7日庁訓第38号）

この訓令は、昭和33年6月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則（昭和34年5月8日庁訓第26号）

この訓令は、昭和34年5月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号（抄））

- 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和 48 年 10 月 16 日庁訓第 50 号）

この訓令は、昭和 48 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 11 月 27 日庁訓第 60 号）

この訓令は、昭和 48 年 11 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 5 月 30 日庁訓第 33 号）

この訓令は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 6 月 30 日庁訓第 37 号（抄））

1 この訓令は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 6 日庁訓第 19 号）

この訓令は、昭和 60 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 4 日庁訓第 6 号（抄））

1 この訓令は、平成元年 3 月 4 日から施行する。

5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日庁訓第 54 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 6 日庁訓第 2 号（抄））

- 1 この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日庁訓第 57 号）

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 28 日庁訓第 15 号）

この訓令は、平成 17 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日庁訓第 12 号（抄））

- 1 この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日庁訓第 83 号（抄））

- 1 この訓令は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号（抄））

- 1 この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成 19 年 8 月 30 日省訓第 145 号（

抄) )

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号（抄））

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号（抄））

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第37号）

この訓令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（令和5年6月20日省訓第53号）

（施行期日）

1 この訓令は令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前

の様式により使用されている書類は、この訓令による  
改正後の様式によるものとみなす。

## 年度 支出負担行為計画予定総表

(予算総括者名)

(単位：千円)

科目	歳出 予算額	前年度 繰越額	歳出予算現額		第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		計		未計画額	
			総額	内中央 調達分	総額	内中央 調達分	総額	内中央 調達分	総額	内中央 調達分	総額	内中央 調達分	総額	内中央 調達分	総額	内中央 調達分

(備考)

- 1 歳出予算、国庫債務負担行為又は継続費別に作成すること。
- 2 科目は、項目別に記入すること。
- 3 予算総括者別に提出すること。
- 4 本表で「中央調達分」とは、調達訓令第3条に規定する装備品等及び役務の調達及び地方防衛局の所掌する建設工事等をいう。
- 5 本表の予算額には、国会成立予算の組織別内訳の予算総額を記入するものとする。
- 6 本表の作成時まで前年度繰越額が未決定の場合は、その決定後なるべく速やかに当該繰越分について本表を作成し提出すること。

年度 支払計画予定総表

（予算総括者名）

（単位：千円）

科 目	歳出予算現額	1／四半期	2／四半期	3／四半期	4／四半期	出納整理期間	翌年度への繰越額	計	未計画額	摘 要

（備考）

- 1 科目については、目別まで記入すること。
- 2 予算総括者別に提出すること。
- 3 本表の予算現額には、国会成立予算の組織別内訳の予算総額を記入するものとする。

年度 第 四半期支出負担行為計画示達要求総括表

（予算総括者名）

（単位：千円）

科目	歳出予算現額							前回までの示達額				今回示達要求額				差引予算残額
	当初 成立 予算	前年度 繰越額	補正 計上額	流用 増減額	他省庁 との 移替	他機関 との 移替	計 (A)	繰越 予算分	本来分	他機関 分	計 (B)	繰越 予算分	本来分	他機関 分	計 (C)	計 (A-B-C)

（備考）

- 1 歳出予算、国庫債務負担行為又は継続費別に作成すること。
- 2 科目は、項目別に記入のこと。
- 3 第4条第3項第1号に該当するものについて、工事の実施等に関し地方防衛局長と協議を要する場合は、示達要求額は協議済の金額とする。
- 4 本来分とは、繰越予算分及び他機関への示達額を除いたものをいう。

## 年度 第 四半期支出負担行為計画示達要求書

（単位：円）

科目及び事項	前回までの示達済額 (A)	今回示達額			合 計 (A + B)	備 考
		数量	単価	金額 (B)		
(項)						
(目)						
(目の細分)						
(経費項目名)						

（備考）

- 繰越予算分及び既契約の歳出化予算分については、備考欄にその旨明記すること。
- 本表は、第4条第3項各号の区分に従い別紙とするほか、支出負担行為担当官別に作成すること。
- 施設整備費については、経費項目名は実施計画書に定める「工事名称」による。
- 第4条第3項第1号又は第4号に該当するものについて、工事の実施等に関し地方防衛局長と協議を要する場合は備考欄に協議済年月日及び工事番号を記入しなければならない。
- 艦船建造費については、計画年度、艦種及び艦別を明記すること。
- 既示達事項に係る予算増額又は予算減額の要求の場合は、備考欄に予算増額又は予算減額の要求であること及び前回の示達番号を明記すること。

## 年度 第 四半期支出負担行為計画示達内訳書（示達先支出負担行為担当官名）

（単位：円）

科目、事項及び品名又は件名	前回までの示達済額 (A)	今回示達要求額			合 計 (A + B)	備 考
		数量	単価	金額 (B)		
(項)						
(目)						
(目の細分)						
(経費項目名)						
(品名又は件名)						

## （備考）

- 繰越予算分及び既契約の歳出化予算分については、備考欄にその旨明記すること。
- 本表は、第4条第3項各号の区分に従い別紙とするほか、支出負担行為担当官別に作成すること。
- 施設整備費については、品名又は件名の記載を要せず、経費項目名は実施計画書に定める「工事名称」による。
- 艦船建造費については、計画年度、艦種及び艦別を明記すること。
- 既示達事項に係る予算増額又は予算減額の要求の場合は、備考欄に予算増額又は予算減額の要求であること及び前回の示達番号を明記すること。

## 年度 第 四半期支払計画予定総表

(予算総括者名)

(単位：千円)

科 目	歳 出 予算現額	1 / 四半期				2 / 四半期	3 / 四半期	4 / 四半期	出 納 整理期間	翌年度へ の繰越額	計	未計画額	摘要
		4月分	5月分	6月分	計								

(備考)

- 1 科目については、目別まで記入すること。
- 2 予算総括者別に提出すること。
- 3 本表の予算現額には、国会成立予算の組織別内訳の予算総額を記入するものとする。
- 4 本表は、第1四半期提出分のモデルである。各四半期ごとに本表に準じて作成すること。

年度 第 四半期支払計画

（予算総括者名）

（単位：千円）

部局等 及 び 科 目	／四半期 支払計画額	／四半期 支払計画済額	月分支出官別内訳											支払計 画残額	
															計
(項)															
(目)															

（備考）

- 1 科目については、目別まで記入すること。
- 2 予算総括者別に提出すること。
- 3 本表の四半期支払計画額は、四半期支払計画予定総表（別紙様式第6）の当該四半期の総額を記入するものとする。
- 4 支出官別内訳の欄には、該当の支出官名を記入すること。
- 5 必要により、支出官別内訳の区分は調整すること。